

比較対象労働者の待遇等に関する情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 26 条第 7 項に基づき、比較対象労働者の待遇等に関する情報を下記のとおり情報提供いたします。

1. 比較対象労働者の職務の内容（業務の内容及び責任の程度）、当該職務の内容及び配置の変更の範囲並びに雇用形態

（1）業務の内容

- ① 職種：会計年度任用職員（遺跡発掘調査補助員）
- ② 中核的業務：発掘された遺物の調査・分析の補助
- ③ その他の業務：なし

（2）責任の程度

- ① 権限の範囲：作業員としての程度
- ② トラブル・緊急対応：なし
- ③ 成果への期待・役割：正確に指示された作業を行うこと
- ④ 所定外労働：なし
- ⑤ その他：なし

（3）職務の内容及び配置の変更の範囲

- ① 職務の内容の変更の範囲：なし
- ② 配置の変更の範囲：同種の業務範囲内

（4）雇用形態

有期雇用労働者（週 3 日勤務、1 日 7 時間 15 分勤務。または週 4 日勤務、1 日 7 時間 15 分勤務。通算雇用期間 3 年（任期 1 年、再度の任用は 2 回まで）。）

2. 比較対象労働者を選定した理由

比較対象労働者：業務の内容が最も近い職員（会計年度職員で身分は公務員）

（理由）

職員で派遣労働者の仕事内容に該当する職種がなかったため、最も近い作業の者を選定した。

<参考：チェックリスト>

比較対象労働者（次の①～⑥の優先順位により選出）	対象者の有無 （○or×）
① <u>職務の内容並びに当該職務の内容及び配置の変更の範囲</u> が派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者	×
② <u>職務の内容</u> が派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者	×
③ <u>業務の内容又は責任の程度のいずれかが派遣労働者と同一である</u> 見込まれる通常の労働者	×
④ <u>職務の内容及び配置の変更の範囲</u> が派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者	×
⑤ <u>①から④までに相当する短時間・有期雇用労働者</u> ※ 派遣先の通常の労働者との間で短時間・有期雇用労働法等に基づく均衡が確保されている者に限る。	×
⑥ <u>派遣労働者と同一の職務の内容で業務に従事させるために新たに通常の労働者を雇い入れたと仮定した場合における当該通常の労働者（仮想の通常の労働者）</u> ※ 派遣先の通常の労働者との間で適切な待遇が確保されている者に限る。	○

3. 待遇の内容等

- (1) 比較対象労働者の待遇のそれぞれの内容（昇給、賞与その他の主な待遇がない場合にはその旨）
- (2) 比較対象労働者の待遇のそれぞれの性質及び待遇を行う目的
- (3) 待遇のそれぞれを決定するに当たって考慮した事項

(待遇の種類)		
(待遇の内容)	(待遇の性質・目的)	(待遇決定に当たって考慮した事項)

① 基本給		
日額 8,272 円	・労働に対する基本的な対償として支払われるもの	(県の定めによる)

② 賞与		
4. 6 月分	労働に対する対償として支払われるもの	(県の定めによる)

③ 役職手当：制度無		

④ 特殊作業手当：制度無		

⑤ 特殊勤務手当：制度有		
日額300円	発掘作業に従事した日	埋蔵文化財発掘調査作業手当

⑥ 精皆勤手当：制度無		

⑦ 時間外労働手当（法定割増率以上）：制度無		

⑧ 深夜及び休日労働手当（法定割増率以上）：制度無		

⑨ 通勤手当：制度有		
実費	通勤に要する交通費を補填する目的	通勤距離を考慮

⑩ 出張旅費：制度有		
実費	費用弁償	(県の定めによる)

⑪ 食事手当：制度無		

⑫ 単身赴任手当：制度無		

⑬ 地域手当：制度○		
6.1%	地域手当相当額を報酬として支給する。基本給に加算。	橿原市 6.1%

⑭ 食堂：施設無		

⑮ 休憩室：施設無		

⑯ 更衣室：施設無		

⑰ 転勤者用社宅：制度無		

⑱ 慶弔休暇：制度○		

⑲ 健康診断に伴う勤務免除及び有給：制度○		

⑳ 病気休職：制度○		
必要な期間	公務上の負傷若しくは疾病 または通勤の場合	その都度必要と認められる期間

㉑ 法定外の休暇（慶弔休暇を除く）：制度○		
公民権行使など ※その他参照	選挙権その他公民としての 権利をこうしするため	その都度必要と認められる期間

㉒ 教育訓練：制度無		

㉓ 安全管理に関する措置及び給付：制度無		

㉔ 退職手当：制度無		

㉕ 住宅手当：制度無		

㉖ 家族手当：制度無		